

企業の魅力を高めて、人財を確保することが重要です
魅力アップのための「賃上げ」、「年収の壁を意識せずに働ける環境づくり」、
「多様で柔軟な働き方」に関する各種支援策をご紹介します

1 労働者の賃上げのために

● 業務改善助成金を活用しましょう

中小企業・
小規模事業者

中小企業事業主が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合の費用を助成。

【助成上限額】30万円～600万円 ※事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内

業務改善助成金コールセンター（フリーダイヤル・無料）

0120-366-440

受付時間 平日 8:30～18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）



● 働き方改革推進支援助成金を活用しましょう

中小企業・
小規模事業者

2023年11月【延長】

労働時間の削減等に取り組む中小企業事業主の生産性向上に向けた取組を支援するとともに、賃上げを行った場合に助成上限額を加算。【賃上げ達成時加算額】15万円～160万円



● キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）を活用しましょう

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、適用した場合に助成。

【3%以上】5（3.3）万円 【5%以上】6.5（4.3）万円 ※（ ）内は中小企業以外の助成



経産省

● 事業再構築補助金 コールセンター 0570-012-088



経産省
中小企業庁

● ものづくり補助金 事務局サポートセンター 050-8880-4053

● IT導入補助金 コールセンター 0570-666-376



【賃上げの原資確保のために】

香川県経済の持続的発展を図っていくため、県内企業が適切な価格転嫁を行っていくことが重要です。価格転嫁のための支援情報等は右のサイトをご覧ください。

価格転嫁の
円滑化の促進

香川県庁HP

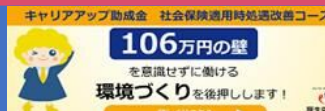


2 年収の壁を意識せずに働ける環境づくりのために

● キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）を活用しましょう

2023年10月【新設】

年収の壁対策として、
労働者1人につき最大50万円助成します！



短時間労働者が新たに被用者保険の適用を受ける際、労働者の収入を増加させる取り組みを行った事業主に、労働者1人につき最大50万円を助成。

配偶者手当を見直して、若い人材の確保や能力開発に取り組みましょう

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30～18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）



3 多様で柔軟な働き方を可能とするために

副業・兼業を行う労働者の環境整備をしましょう

多様な働き方への期待が高まっており、労働者の希望に応じて副業・兼業を行える環境を整備することが求められています。長時間労働になり、労働者の健康が阻害されないよう、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を踏まえた取組の実施をお願いいたします。





使用者が適切に労務管理を行い、**労働者が安心して働くことができる**良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入と実施に当たり、労務管理を中心に労使双方にとって留意すべき点、望ましい取り組みがガイドラインにまとめられていますので、ご活用ください。



● 人材確保等支援助成金（テレワークコース）を活用しましょう

中小企業

良質な**テレワークを制度として導入・実施**することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対象経費の一部を助成。【機器等導入助成】30% 【目標達成助成】20（35）% ※（ ）内は賃金要件を見直した場合



同一労働同一賃金を進め、働きがいのある職場づくりを行いましょ

正社員とパート・有期雇用労働者、派遣労働者との間の不合理な待遇差がないか点検し、パート・有期雇用労働者、派遣労働者が働きがいのある職場づくりを整備しましょう。



● キャリアアップ助成金（正社員化コース）を活用しましょう

2023年11月【拡充・新設】

有期雇用労働者等を**正社員化**した場合に、労働者1人当たり最大80（60）万円を助成します。その他、以下の取組に対する加算措置があります。

- ・正社員転換制度の規定に関する加算措置：【20（15）万円】
- ・多様な正社員制度の規定に関する加算措置：【40（30）万円】 ※（ ）内は中小企業以外の助成



香川働き方改革推進支援センターの専門家に相談してみましょ

中小企業

無料

働き方改革を推進する事業者を支援するために、「**働き方改革**」に関する一般的な相談や技術的な助言・提案について専門家（中小企業診断士・社会保険労務士など）が**無料で相談対応**しています。



0120-000-849
(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)



2024年4月から、労働条件明示のルールが変わります！

<全ての労働者に対する明示事項>

① 就業場所・業務の変更の範囲

全ての労働契約の**締結**と有期労働者の**更新のタイミング**ごとに、「雇い入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「**変更の範囲**」についても明示が必要になります。

<有期契約労働者に対する明示事項>

② 更新上限

有期労働契約の**締結**と**契約更新タイミング**ごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。

③ 無期転換申込機会

「**無期転換申込権**」が発生する**更新のタイミング**ごとに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。

④ 無期転換後の労働条件

「**無期転換申込権**」が発生する**更新のタイミング**ごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。



詳しい情報や連絡先はこちら

- ・改正事項の詳細を知りたい → **厚生労働省Webサイト** (①)
- ・無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → **無期転換ポータルサイト** (②)
- ・今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → **総合労働相談コーナー** (③)
- ・職業安定法に基づき、労働条件も改正されることについて知りたい！ → **厚生労働省Webサイト** (④)



その他助成金

●雇用関係助成金

ここに記載している以外にも事業主の方のためにご活用いただける雇用関係助成金がございますので、下記の二次元コードでご確認ください。

取組内容や対象者から探す場合



助成金（全体）を確認する場合



フリーランスの取引に関する新しい法律ができました！

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、①フリーランスの方と企業などの発注者の間の取引の適正化と②フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。

法は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。



Refresh! もっと自分的に 働き方 休み方

楽しむ冬、休みをつなげて、もっと楽しく。

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

●「年次有給休暇の付与の付与額」を導入しよう。
●年次有給休暇の付与額に不足する人財の方を支援すれば休みの付与にもつながります。

厚生労働省 | 産業労働政策 | 労働政策課
働き方支援課 | 〒100-8302 東京都千代田区千代田1-1-1 | <https://work.holiday-support.go.jp/>

厚生労働省 特設サイト

● 両立支援等助成金を活用しましょう

中小企業

～職業生活と家庭生活が両立できる、“職場環境づくり”を行う事業主を支援～

1 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金） 男性の育休取得を促進！

2024年1月【再編】

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や業務体制整備を行い、男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合、男性の育児休業取得率が上昇した場合に助成。【支給額 20万円】



2 介護離職防止支援コース 仕事と介護の両立支援！

「介護支援プラン」を策定の上、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取組んだ場合、就業と介護の両立に資する制度を導入し利用者が生じた場合等に助成。【支給額 20万円】



3 育児休業等支援コース 仕事と育児の両立支援！

2024年1月【再編】

「育児復帰支援プラン」を策定の上、育児休業の円滑な取得・職場復帰の取組みを行った場合、職場復帰後の労働者への支援等の取組みを行った場合等に助成。【支給額 <例> 育休取得時（30万円、1事業主2回まで／無期雇用労働者・有期雇用労働者 各1回）】

4 不妊治療支援コース 仕事と介護の両立支援！

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者が利用した場合に事業主に助成。【支給額30万円 1事業主あたり1回限りの支給】



5 育休中等業務代替支援コース 仕事と育児の両立支援！

2024年1月【新設】

育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への手当支給や、代替要員の新規雇用した場合に助成。【支給額 育休中の手当支給時 最大125万円 利用者一人当たりの支給額】

厚生労働省認定マークを取得、企業PRすることにより、優秀な人材を確保しましょう

くろみん認定

行動計画を策定し、一定の要件を満たした事業主を子育てサポート企業として認定する制度です。認定を受けた中小事業主に対して支給される助成金もあります。令和4年4月からは、不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。



えるぼし認定

行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。



ユースエール認定

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業のうち、一定の要件を満たした場合に認定する制度です。



もにす認定

障害者の雇用の促進や安定に関する取組み等が優良な中小企業のうち、一定の要件を満たした場合に認定する制度です。



これらの認定企業になると、商品等に認定マークを表示できたり、ハローワークにおいて重点的にPRを行います。

はたらきかたスメ！（すべての一般市民・事業主の皆様へ）

2019年4月から、取引先の事業者などに長時間労働を生じさせないよう取引上配慮に努めることが義務付けられました。

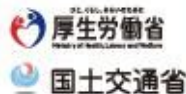
- ×著しく短い期限
- ×発注内容の頻繁な変更

①事業主、②消費者など個人一人ひとり、③団体や集団 **それぞれの立場から、働く人に過度な負担を生まないようにアクション**をお願いします。

具体的なアクション例はこちら



労使団体トップや香川県知事らがこうしたアクションを県内で進めることを共同宣言しました（2023年10月）



2024年4月から 建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の働き方が変わります。詳細は →



エッセンシャルワーカーも健康を守るため、他の職業に続いて残業規制が始まります
-顧客の意向に関わらず、上限時間を超えて荷物の配送や建設業務はできなくなります-

香川労働局 雇用環境・均等室

☎ 087-811-8924

所在地

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 北館2階

開庁日・時間

平日 8:30～17:15 土日祝日及び年末年始を除く

総合労働相談コーナー

平日 9:30～17:00

土日祝日及び年末年始を除く

香川労働局総合労働相談コーナー ☎087-811-8916	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2F
高松 総合労働相談コーナー ☎087-806-0280	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2F（高松労働基準監督署内）
丸亀 総合労働相談コーナー ☎0877-22-6244	丸亀市大手町3-1-2（丸亀労働基準監督署内）
坂出 総合労働相談コーナー ☎0877-46-3196	坂出市久米町1-15-55（坂出労働基準監督署内）
観音寺 総合労働相談コーナー ☎0875-25-2138	観音寺市観音寺町甲3167-1（観音寺労働基準監督署内）
東かがわ 総合労働相談コーナー ☎0879-25-3137	東かがわ市三本松591-1（東かがわ労働基準監督署内）

香川労働局助成金センター

☎ 087-823-0505

所在地

〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワータワー棟12階

開庁日・時間

平日 8:30～17:15
(下記以外の助成金) 土日祝日及び年末年始を除く
平日 9:00～17:00

- ・両立支援等助成金
- ・働き方改革推進支援助成金
- ・業務改善助成金
- ・人材確保等支援助成金（テレワーク）

専用駐車場はありません！
(サンポート合同庁舎駐車場は利用できません)
公共交通機関または
周辺の有料駐車場をご利用下さい

